

管理コード	要請事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁
050070	売春行為の条件付き合法化特区	売春防止法第1条～3条、5条～16条	売春防止法により、国内で禁止されている売春行為について、一定の要件を満たした場合には特区区内の営業を認可する。具体的には国に認可された自治体内の特定地域の建物内における、指定陪都を有する国内で売春行為の営業を許可する。	(1) 提案理由 ・出会い系サイトなどを介した売春行為が公然と行われるようになり、何からの規制をしない限り社会秩序が悪化する一方である。 ・性に関する情報だけでなく法的に性的サービスを提供する場が少ないため、性的青年期化や性的被害者の拡大による性被害の発生、性犯罪の発生などの原因となっている。 ・売春防止法により売春行為そのものが違法とされているため、従事する女性や関係者が差別や暴力行為などの被害にあっても報復に訴える事ができず、売春禁止による規制がもたらしている危険な状況をつくっている。 ・ソフトウェアなどで、売春行為が行われているにも、本人同士の同意があれば認められる事ができるため、売春防止法による規制が有名無実化し実質的に野放し状態となっている。 ・憲法で保障された国民が幸福を追求する権利、具体的には独身者や身体障害者が性行為をする権利を阻害している。 ・性犯罪の減少が期待できストレスの少ない社会が実現できる。 (2) 代替措置 ・特区区内での「売春行為」における業務の適正化に関する規則」を定める。	売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に關して、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を著し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」と規定していることである。 このような売春の営業を特定の地域に限って認可することが、構造的差別の懸念を生み出す恐れがある。この点については、女性の基本的な人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの懸念があることは、国・地方公共団体の両方から認められている。また、性犯罪の減少が期待できることは、その点から認められている。したがって、この点については、女性の基本的な人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの懸念があることは、国・地方公共団体の両方から認められている。また、性犯罪の減少が期待できることは、その点から認められている。したがって、この点については、女性の基本的な人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの懸念があることは、国・地方公共団体の両方から認められている。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「検討が不可欠」と言いながら、「必要性も相当性も認められない」とする論理は矛盾しています。 「女性の基本的な人権の尊重や社会の善良な風俗」といった概念は、時代などによって違い固定されたものではないので、合理性により国民が受け取るべきサービスと権利の否定は、憲法で保障された幸福の追求権、職業の選択の自由など、国民の基本的な権利を著しく侵害することになり、提案を認めるのは不相当と判断されています。	要請事項については、既にお答えしているとおり、特定地域内において売春行為を合法化する必要も相当性も認められず、要請事項を認めるのは不相当と判断されています。	1 0 0 0 1 0	個人	兵庫県	警察庁 法務省								
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第6条、第7条、第8条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する事務の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。違反者には罰則が科される。	行政書士業務に付随する商業・法人登記業務を行政書士が代理人として行うことを認めると、	商業・法人登記は許認可申請の前提とされる場合が多く、定款作成と登記後の許認可申請を行う行政書士が行う一方、開法された商業・法人登記については、登記に関する事務の代理業務、書類作成業務及び相談業務を行政書士が代理人として行うことを認めると、	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「国民(会社)の権利義務の保全の観点」から行政書士業務に付随する商業・法人登記の事務の開放は、行政書士業務の範囲を超えて、その能力担保制度としての試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を要する。	C	I	司法書士試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判断するための試験である。司法書士試験に合格した行政書士が、司法書士名簿への登録等の手続を完了し、司法書士を必要とするに支障はない。必要知識及び能力を有する認められない事、行政書士業務の代理業務を認めない事は、国民の権利義務の保全の観点から、認められない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的知識を有していることと許認可することができない事、行政書士業務の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を否定し、能力担保の方法を司法書士試験に限定するが、それでは規制緩和と見なされ、現行の制度を固定するだけでは、京都府を特区とし、行政書士に対し一定期間研修を行ったうえで、商業・法人登記業務を行うことと認めるのは、国民の権利義務の保全の観点から認められない。したがって、京都府を特区として実施試験等を認める必要も相当性も認められない。	1 0 2 3 0 0 1 0	個人	京都府	法務省						
050090	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第7条、第8条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する事務の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。違反者には罰則が科される。	行政書士の業務である定款作成、総会議事録作成業務に伴う場合に、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容させる措置。具体的内容は司法書士法第7条第1項(第8条)に規定する通り、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、認められない。違反者には罰則が科される。	行政書士は許認可業務に必要な、法人のあり内容を一番理解出来る立場にあり、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。行政書士が行政書士業務の要件は複雑で多岐にわたるため、行政書士が行政書士業務の要件を充足できる内容で行なければなりません。当初から関与している行政書士に商業・法人登記業務に付随する範囲内で登記に付随する方が、許認可に精通している行政書士に登記を委任する方が、国民の利益にかなるものと考えます。全ては国民の利益のため、この強い意思があるならば前向きに検討していただく。貴省は個別行政に起因する有益な利益の獲得に支障なくすべきではありません。行政書士の業務態様を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証試験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「国民(会社)の権利義務の保全の観点」から、商業・法人登記に関する専門的知識を有していることと許認可することができない事、行政書士業務の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を否定し、能力担保の方法を司法書士試験に限定するが、それでは規制緩和と見なされ、現行の制度を固定するだけでは、京都府を特区とし、行政書士に対し一定期間研修を行ったうえで、商業・法人登記業務を行うことと認めるのは、国民の権利義務の保全の観点から認められない。したがって、京都府を特区として実施試験等を認める必要も相当性も認められない。	1 0 3 0 0 1 1 0	個人	広島県	法務省									
050090	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第7条、第8条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する事務の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。違反者には罰則が科される。	行政書士の業務である定款作成、総会議事録作成業務に伴う場合に、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容させる措置。具体的内容は司法書士法第7条第1項(第8条)に規定する通り、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、認められない。違反者には罰則が科される。	行政書士は許認可業務に必要な、法人のあり内容を一番理解出来る立場にあり、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通過した法人の業務の形成過程に付随して、行政書士が行政書士業務の要件を充足できる内容で行なければなりません。当初から関与している行政書士に商業・法人登記業務に付随する範囲内で登記に付随する方が、許認可に精通している行政書士に登記を委任する方が、国民の利益にかなるものと考えます。全ては国民の利益のため、この強い意思があるならば前向きに検討していただく。貴省は個別行政に起因する有益な利益の獲得に支障なくすべきではありません。行政書士の業務態様を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証試験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「国民(会社)の権利義務の保全の観点」から、商業・法人登記に関する専門的知識を有していることと許認可することができない事、行政書士業務の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を否定し、能力担保の方法を司法書士試験に限定するが、それでは規制緩和と見なされ、現行の制度を固定するだけでは、京都府を特区とし、行政書士に対し一定期間研修を行ったうえで、商業・法人登記業務を行うことと認めるのは、国民の権利義務の保全の観点から認められない。したがって、京都府を特区として実施試験等を認める必要も相当性も認められない。	1 0 3 0 0 1 1 0	個人	広島県	法務省									
050090	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第7条、第8条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する事務の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。違反者には罰則が科される。	行政書士の業務である定款作成、総会議事録作成業務に伴う場合に、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容させる措置。具体的内容は司法書士法第7条第1項(第8条)に規定する通り、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、認められない。違反者には罰則が科される。	行政書士は許認可業務に必要な、法人のあり内容を一番理解出来る立場にあり、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通過した法人の業務の形成過程に付随して、行政書士が行政書士業務の要件を充足できる内容で行なければなりません。当初から関与している行政書士に商業・法人登記業務に付随する範囲内で登記に付随する方が、許認可に精通している行政書士に登記を委任する方が、国民の利益にかなるものと考えます。全ては国民の利益のため、この強い意思があるならば前向きに検討していただく。貴省は個別行政に起因する有益な利益の獲得に支障なくすべきではありません。行政書士の業務態様を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証試験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「国民(会社)の権利義務の保全の観点」から、商業・法人登記に関する専門的知識を有していることと許認可することができない事、行政書士業務の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	C	I	司法書士試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判断するための試験である。司法書士試験に合格した行政書士が、司法書士名簿への登録等の手続を完了し、司法書士を必要とするに支障はない。必要知識及び能力を有する認められない事、行政書士業務の代理業務を認めない事は、国民の権利義務の保全の観点から、認められない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的知識を有していることと許認可することができない事、行政書士業務の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を否定し、能力担保の方法を司法書士試験に限定するが、それでは規制緩和と見なされ、現行の制度を固定するだけでは、京都府を特区とし、行政書士に対し一定期間研修を行ったうえで、商業・法人登記業務を行うことと認めるのは、国民の権利義務の保全の観点から認められない。したがって、京都府を特区として実施試験等を認める必要も相当性も認められない。	1 0 4 0 0 1 1 0	個人	広島県	法務省						

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁				
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第3条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受任した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」に宥した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委任するよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲み及ぶべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考え、行政書士の業務形態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法に關する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者である旨を評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていることをもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。													1047010	個人	広島県	法務省			
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第3条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受任した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」に宥した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委任するよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に汲み及ぶべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考え、行政書士の業務形態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法に關する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者である旨を評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていることをもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。												1075000	個人	広島県	法務省				
050090	商業・法人登記業務の行政書士への開放(オンライン申請に限定したもので結構)	司法書士法第3条、第3条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	1. 現在、公認会計士に認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めてほしい。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省を通達を出して頂きたい。 3. 試験料に特設にて実施することも検討して頂きたい。 4. 政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。	日本は長期にわたる景気低迷を経て、「起業しやすい社会」を目指して大きな制度変革を行ってきました。会社法の制定はその代表で、最低資本金の撤廃などは起業したいと思っただけでチャンスが大きい広がったといえます。しかし、その反面、会社の登記を依頼することができる専門家は司法書士とされており、起業家の方々の多様なニーズに応えることができていません。行政書士は、企業許可の取得手続の実務を行っているため、会社の登記まで行えるようにすれば、起業家の時間・費用を節約することができます。たとえば定款は、「会社の憲法」とも言われるように、会社の基幹事項を決定する重要な書類です。行政書士は、会社の定款を作成する専門家であり、日本公認士連合会から業務として定款の代理作成を行うことが可能である旨の公式見解が出されている唯一の資格でもあります。これに対して、登記申請自体は、定款等で決定した事項を、単純に登記情報に反映させるだけの定型化された申請であるといえます。もし国民に不利益が生じないとお考えの場合は、本当に具体的な問題が生じかどうについて、特設で検討することも可能だと思います。また、商業登記法についての知識が行政書士に担保されていないとするのであれば、行政書士に研修を課すということも可能だと考えられます。なお、政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。司法書士でも、オンライン申請に習熟できていない事務所が多数あることから、司法書士以外にも国民の受け皿の拡充を図る必要性が高いと思われます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法に關する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者である旨を評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていることをもって、これが満たされているとはいえない。したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。しかし、一方で、公認会計士・弁護士・裁判所OB等は、司法書士試験に合格せずとも、その資格または試験で司法書士資格が得られることにより、商業登記を代理して行えます。そこで、法務省に2点ご質問があります。1. なぜ、これらの方々に商業登記の代理が行えて、行政書士には不可とされるのでしょうか。 2. 法務省の考える「専門的な法律知識」とはいかなるものか、「教授ください。」	登記に関する能力担保について、ご回答に疑問がございます。私は、先の要望にて、行政書士に登記法の研修を課することを提案させて頂きました。これに対して法務省の回答は、司法書士の試験科目を理由として要望を拒否するものでした。しかし、一方で、公認会計士・弁護士・裁判所OB等は、司法書士試験に合格せずとも、その資格または試験で司法書士資格が得られることにより、商業登記を代理して行えます。そこで、法務省に2点ご質問があります。1. なぜ、これらの方々に商業登記の代理が行えて、行政書士には不可とされるのでしょうか。 2. 法務省の考える「専門的な法律知識」とはいかなるものか、「教授ください。」															1080010	個人	滋賀県	法務省